入　札　公　告

令和２年度及び令和３年度和歌山県工業技術センター電力調達（長期継続契約）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治法令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和２年１１月１８日

和歌山県知事　仁　坂　吉　伸

１　一般競争入札に付する事項

（１）調達業務の名称及び数量

令和２年度及び令和３年度　和歌山県工業技術センター電力調達

予定契約電力　３９６ kW　　予定調達電力量　１，４９５，６４６ kWh（1 年間）

（２）調達業務の仕様等

仕様書による。

（３）調達場所

和歌山県工業技術センター

和歌山市小倉６０番地

（４）契約期間

令和３年３月１日から令和４年２月２８日まで（令和３年３月１日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して 1 年を満了する日まで）の 1 年間とする。

ただし、本契約は自治法令第 167 条の 17 に規定する長期継続契約であるので、上記契約期間中であっても令和２年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、契約を解除することがある。

２　一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）により入札に参加する場合には、その各構成員の全てが（１）から（５）までのすべての要件を満たし、かつコンソーシアムとして、代表者は、（６）及び（７）の要件を満たすこと。

なお、単体又はコンソーシアムいずれかでの入札参加しか認めない。また、コンソーシアムの場合においても、各構成員は、2 以上のコンソーシアムの構成員になることはできない。

（１）自治法令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

（２）入札参加資格

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 24 年和歌山県告示 340 号。以下「要綱」という。）に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の営業種目が「その他物品関係」であること。

（３）和歌山県物品の購入等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成 16 年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

（４）和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成 20 年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

（５）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（６）電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号。）第 2 条の 2 の規定による登録を行った小売電気事業者（以下「小売電気事業者」という。」）であること。

（７）和歌山県電力の調達に係る環境配慮方針について（別紙 1）

小売電気事業者は、和歌山県電力の調達に係る環境配慮方針（令和２年２月１０日施行）に定める基準点を満たすものであること。

３　契約条項を示す場所及び期間

（１）場所

和歌山県工業技術センター

和歌山市小倉６０番地

（２）期間

令和２年１１月１８日（水）から令和２年１２月２日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第 39 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前９時から午後５時３０分まで

４　仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

（１）場所

３の（１）に同じ

（２）期間

３の（２）に同じ

（３）仕様書及び入札説明書について質問がある者は、令和２年１１月１８日（水）から令和２年１１月３０日（月）までの県の休日を除く日の午前９時００から午後５時３０分までの間において、和歌山県工業技術センター企画総務部総務管理課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

（４）（３）の質問に対する回答は、令和２年１２月１日（火）午後５時３０分までにファクシミリ又は電話により行うこと。

その他質問の方法等については、入札説明書のとおり

５　入札参加資格の審査に関する事項

この一般競争入札に参加した者（落札候補者になった者に限る。）は、入札の事後において、所定の入札参加資格確認申請書類を提出し、入札参加資格要件の適格認定を受けなければならない。

その手続等については、入札説明書のとおり

（１）入札参加資格確認申請書類を提出する場所及び期間

ア　場所

３の（１）に同じ

イ　期間

令和２年１２月３日（木）の入札の日以降、原則として、落札候補者となった日の翌日から起算して 2 日（県の休日を除く。）以内の日の午前９時００分から午後５時３０分まで

（２）入札参加資格確認申請書類等についての質問

４の（３）のとおり（仕様書及び入札説明書についての質問として取り扱うものとする。）

６　入札の場所及び日時等

（１）入札の場所及び日時

ア　場所

那賀振興局３階入札室

岩出市高塚２０９

イ　日時

令和２年１２月３日（木）午後２時３０分から

（２）開札の場所及び日時

ア　場所

（１）のアに同じ

イ　日時

（１）のイに同じ

７　入札の方法に関する事項

（１）入札は、所定の入札書に入札する事項を記入して行うこと。

（２）落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記入すること。

（３）入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には入札者の氏名、調達業務の名称及び入札年月日を表示すること。ただし、10 の（５）による再度の入札にあっては、この限りではないこと。

（４）入札の際には、要綱に基づく物品調達競争入札参加資格審査結果通知書（以下「審査結果通知書」という。）を提示し、又はその写しを提出すること。

コンソーシアムにあっては、各構成員についての当該審査結果通知書の写しを提出すること。また、コンソーシアムの構成について構成員全員が締結した協定書の写しを提出すること。（５）の郵送による入札の場合においても同様とすること。

（５）郵便による入札書の提出を行う者は、審査結果通知書の写しを同封の上、書留郵便により入札日の前日（休日を除く。）の令和２年１２月２日（水）午後５時００分までに必着するように行わなければならない。

（６）その他入札方法の細目については、入札説明書のとおり。

８　入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和６３年和歌山県規則第２８号）第８７条第４号の規定により免除する。

９　入札の無効に関する事項

本公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。また、本県から入札参加資格要件不適格認定の通知を受けた者等入札時点で 2 に掲げる要件を満たしていなかった者のした入札は、無効とする。

10　落札者の決定に関する事項

（１）入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることがある。

入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときは、入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

（２）この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合には、当該入札事務に関係のない工業技術センター企画総務部総務管理課の職員を立ち会わせるものとする。

（３）和歌山県財務規則第 102 条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。

（４）落札候補者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県工業技術センター企画総務部総務管理課の職員にくじを引かせるものとする。

（５）開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高 3 回までとする。

（６）再度の入札を行う場合において、郵便による入札を含めて６（１）に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第 2 回以降の入札には、参加できないものとする。

（７）落札候補者は、5 の入札参加資格の審査により入札参加資格要件の適格認定を受けたときに落札者となる。

（８）落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が 2 に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

11　契約保証金に関する事項

（１）契約を締結する者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

（２）契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、自治法令第 167 条の 16 及び和歌山県財務規則第 92 条から第 94 条までの規定の定めるところによる。

12　契約書の要否

要

13　契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14　その他

この一般競争入札及びそれに基づく契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名称

和歌山県工業技術センター企画総務部総務管理課

（２）所在地

和歌山市小倉６０番地

郵便番号　６４９－６２６１

電話番号　０７３－４７７－１２７１

ファクシミリ番号　０７３－４７７－２８８０

入　札　説　明　書

令和２年度及び令和３年度和歌山県工業技術センター電力調達に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上、入札しなければならない。

なお、入札後仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

１　入札公告年月日

令和２年１１月１８日

２　一般競争入札に付する事項

（１）事業年度

令和２年度及び令和３年度

（２）業務の名称及び数量

令和２年度及び令和３年度和歌山県工業技術センター電力調達

（詳細は別添仕様書に明記）

予定契約電力　３９６ kW　　予定調達電力量　１，４９５，６４６ kWh（1 年間）

（３）業務の内容

仕様書のとおり

（４）契約期間

令和３年３月１日から令和４年２月２８日まで（令和３年３月１日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して 1 年を満了する日まで）の 1 年間とする。

ただし、本契約は地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治法令」という。）第 167 条の 17 に規定する長期継続契約であるので、上記契約期間中であっても、令和２年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、契約を解除することがある。

３　一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）により入札に参加する場合には、その各構成員の全てが（１）から（５）までのすべての要件を満たし、かつコンソーシアムとして、代表者は、（６）及び（７）の要件を満たすこと。

なお、単体又はコンソーシアムいずれかでの入札参加しか認めない。また、コンソーシアムの場合においても、各構成員は、2 以上のコンソーシアムの構成員になることはできない。

（１）自治法令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

（２）和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 24 年和歌山県告示 340 号。以下「要綱」という。）に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の営業種目が「その他物品関係」であること。

（３）和歌山県物品の購入等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成 16 年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

（４）和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成 20 年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

（５）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（６）電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号。）第 2 条の 2 の規定による登録を行った小売電気事業者（以下「小売電気事業者」という。」）であること。

（７）和歌山県電力の調達に係る環境配慮方針について（別紙 1）

小売電気事業者は、和歌山県電力の調達に係る環境配慮方針（令和２年２月１０日施行）に定める基準点を満たすものであること。

4　契約条項を示す場所及び期間

（１）場所

和歌山県工業技術センター企画総務部総務管理課

和歌山市小倉６０番地

（２）期間

令和２年１１月１８日（水）から令和２年１２月２日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第 39 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前９時００分から午後５時３０分まで

5　仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

（１）場所

４の（１）のとおり

（２）期間

４の（２）のとおり

（３）質問の期間

仕様書及び入札説明書について質問がある者は、令和２年１１月１８日（水）から令和２年１１月３０日（月）までの県の休日を除く日の午前９時００分から午後５時３０分までの間において、工業技術センター企画総務部総務管理課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

質問に対しては、原則として令和２年１２月１日（火）までに書面（ファクシミリを含む。）により回答し、その内容については、和歌山県ホームページへの掲載の方法及び和歌山県工業技術センター企画総務部総務管理課での備付けの方法により公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものにあっては、和歌山県工業技術センター企画総務部総務管理課の担当者の口頭による回答のみとすることができる。

6　入札参加資格の審査に関する事項

この一般競争入札に参加した者（落札候補者になった者に限る。）は、入札の事後において、所定の入札参加資格確認申請書類を提出し、入札参加資格要件の適格認定を受けなければならない。

その手続等については、別添「一般競争入札参加資格確認申請書類作成要項（事後審査）」のとおり

（１）入札参加資格確認申請書類を提出する場所及び期間

ア　場所

４の（１）のとおり

イ　期間

令和２年１２月３日（木）の入札の日以降、原則として、落札候補者となった日の翌日から起算して２日（県の休日を除く。）以内の日の午前９時００分から午後５時３０分まで

（２）入札参加資格確認申請書類等についての質問

5の（3）のとおり（仕様書及び入札説明書についての質問として取り扱うものとする。）。

7　入札の場所及び日時

（１）入札の場所及び日時

ア　場所

那賀振興局３階入札室

岩出市高塚２０９

イ　日時

令和２年１２月３日（木）午後２時３０分から

（２）開札の場所及び日時

ア　場所

７の（１）のアに同じ

イ　日時

７の（１）のイに同じ

8　入札の方法に関する事項

（１）入札は、所定の入札書に入札する事項を記入して行うこと。

ア　所定の入札書の様式は、単体用の入札書（様式１－１）又はコンソーシアム用の入札書（様式１－２）とする。

イ　入札書に記載する金額は、予定契約電力に対する単価（常時基本料金単価）及び予定調達電力量に対する単価（電力量料金単価及び蓄熱単価）を根拠とし、あらかじめ和歌山県工業技術センター企画総務部総務管理課が別途提示する毎月の予定調達電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価を入札金額とすること。

入札金額の算定に当たっては、力率割引又は割増及び発電費用等に係る燃料価格変動の調整額並びに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

なお、この金額は、当該地域を管轄する一般電気事業者であった小売電気事業者が特定規模需要に対して定める電気供給条件（特別高圧・高圧）（２０２０年４月１日実施）等の定めに基づく金額を１月ごとの使用電力量等と併せて精算するものとする。

ウ　燃料費調整額の算定は、公告の日に実施されている当該地域を管轄した一般電気事業者であった小売電気事業者が定める電気供給条件（特別高圧・高圧）（２０２０年１日実施）を契約終了日まで用いること。

エ　入札書には、調達業務の名称その他の必要事項を明記した上、入札者の氏名（商号（屋号）を含む。法人にあっては､その名称及び代表者の氏名。コンソーシアムにあっては、コンソーシアムの名称、コンソーシアムの代表者の氏名。以下同じ。）を記入して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。代理人が入札する場合にあっては、入札者の氏名及びその代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記入して押印をしておかなければなら

ない。

オ　入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の入札金額は、訂正することができない。

カ　入札書を入札箱に投函した後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（２）落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記入すること。

（３）入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には入札者の氏名、調達業務の名称及び入札年月日を表示すること。ただし、11 の（５）による再度の入札にあっては、この限りではないこと。

（４）入札の際には、３（２）の要綱に基づく物品調達競争入札参加資格審査結果通知書（以下「審査結果通知書」という。）を提示し、又はその写しを提出すること。

コンソーシアムにあっては、各構成員の当該通知書の写しを提出すること。また、コンソーシアムの構成について構成員全員が締結した協定書の写しを提出すること。８（５）の郵送による入札の場合においても同様とすること。

（５）郵便による入札書の提出を行う者は、審査結果通知書の写しを同封の上、書留郵便により入札日の前日（休日を除く）の令和２年１２月２日（水）午後５時００分までに必着するように行わなければならない。

（６）入札及びその執行については、次に掲げる事項に則り行うものとすること。

ア　入札事務（開札事務を含む。）は、和歌山県工業技術センター企画総務部の複数の職員（うち上席の 1 人を入札執行者とする。）により執行する。

イ　入札執行者は、入札の時間を厳守させるものとする。

ウ　入札の場所に入室する者は、原則として 1 入札者（業者）1 人とし、入札執行者は、入札の執行に先立ち審査結果通知書の提示又はその写し（コンソーシアムにあっては、その構成に係る協定書の写しを含む。）の提出を受け、その出席を確認するものとする。この場合において、入札者の代理人は、当該入札についての委任状（単体の場合は様式２－１、コンソーシアムの場合は様式２－２）を提出しなければならない。

エ　入札書の開札は、すべての入札者の入札の完了（入札箱への投函の終了）を確認した後直ちに、入札事務を執行する職員が行い、開札の結果については、入札執行者がその場で立ち会っている入札者又はその代理人に告げるものとする。

オ　入札執行者は、入札結果について入札執行調書を作成して整理するものとする。

当該入札執行調書には、６による入札後の入札参加資格の審査結果についても追記するものとする。

カ　入札執行者は、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期（中断を含む。）し、又は取りやめることができる。入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときも、同様とする。

キ　その他入札の執行については、この入札説明書に基づき、入札執行者が決定する。

9　入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第 87 条第 4 号の規定により免除

する。

10　入札の無効

次の各号に該当する入札は、無効とする。

（１）入札参加資格がない者がした入札

（２）委任状を持参しない代理人のした入札

（３）所定の時間までにされなかった入札

（４）入札者又は代理人が 2 以上の入札をした場合のそのいずれもの入札

（５）代理人が 2 以上の者の代理人をした場合のそのいずれもの入札

（６）入札者が他の入札者の代理をした場合のそのいずれもの入札

（７）明らかに連合その他不正な行為によってなされたと認められた入札

（８）記名押印を欠いた入札書による入札

（９）金額を訂正した入札書による入札

（10）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札

（11）その他の入札に関する条件に違反した入札

11　落札者の決定に関する事項

（１）入札の要件、執行方法等の細目については、この入札説明書のとおりとする。

天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることがある。

入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときは、入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

（２）この入札の開札において、入札者又はその代理人が立ち会わない場合には、当該入札事務に関係のない和歌山県工業技術センター企画総務部総務管理課の職員を立ち会わせるものとする。

（３）和歌山県財務規則第 102 条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。

（４）落札候補者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県工業技術センター企画総務部総務管理課の職員にくじを引かせるものとする。

（５）開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高 3 回までとする。

（６）落札候補者は、6 の入札参加資格の審査により入札参加資格要件の適格認定を受けたときに落札者となる。

（７）落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が 3 に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

12　契約保証金に関する事項

（１）契約を締結する者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

契約を締結する者がコンソーシアムである場合にあっては、その代表者又は代表者から委任を受けた構成員が納付するものとする。

ア　契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 10 以上の額に相当するものでなければならない。

イ　契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

（ア）和歌山県財務規則第86条各号に規定する担保

（イ）保険事業会社の保証

ウ　契約保証金は、次に掲げる場合においては、その全部又は一部の納付を免除することができる。

（ア）契約の相手方（落札者）が保険会社との間に和歌山県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

：　契約の相手方（落札者）は、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出すること。

（イ）契約の相手方（落札者）が過去 2 箇年の間に国（公団等を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

：　契約の相手方（落札者）は、契約保証金納付免除申請書により、それを証する書類（種類及び規模をほぼ同じくする契約についての書類の写し等）を提出すること。

契約の相手方(落札者)がコンソーシアムである場合にあっては、その代表者が上述の条件を満たす場合において、同様とすること。ただし、免除申請書類はコンソーシアムとして作成すること。

（２）契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

13　契約書の要否

要

14　契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

15　その他

この一般競争入札及びそれに基づく契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名称

和歌山県工業技術センター企画総務部総務管理課

（２）所在地

和歌山市小倉６０番地

郵便番号　６４９－６２６１

電話番号　０７３－４７７－１２７１

ファクシミリ番号　０７３－４７７－２８８０

仕様書等に関する質問申出書

令和　　年　　月　　日

和歌山県工業技術センター　様

<table>
<tr><td>事業年度</td><td colspan="2">令和2年度及び令和3年度</td><td>公告年月日</td><td>令和2年11月18日</td></tr>
<tr><td>業務の名称</td><td colspan="4">令和2年度及び令和3年度和歌山県工業技術センター電力調達</td></tr>
<tr><td rowspan="5">質 問 者</td><td>住　　所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>商号又は名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>代表者職氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>FAX番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>質問事項</td><td colspan="4">1　仕様書について

2　入札説明書について</td></tr>
</table>

様式1－1　　（単体用）

入　札　書

	億	千	百	十	万	千	百	十	円
入札金額 （1年間の総額）									

ただし、令和2年度及び令和3年度和歌山県工業技術センター電力調達に係る入札金

上記のとおり入札します。

令和　　年　　月　　日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名　　印

（代理人の場合）

氏名　　印

和歌山県知事　様

備考１ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
２ 記入する金額の数字はアラビア数字で表示し、数字の先頭には「金」を記入すること。
３ 金額を訂正したものは、無効とする。
４ 金額以外の訂正又は抹消箇所には、押印すること。

様式1－2　　（コンソーシアム用）

入　札　書

	億	千	百	十	万	千	百	十	円
入札金額（1年間の総額）									

ただし、令和2年度及び令和3年度和歌山県工業技術センター電力調達に係る入札金

上記のとおり入札します。

令和　　年　　月　　日

コンソーシアムの名称:

【コンソーシアムの代表者】

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名　　印

（代理人の場合）

氏名　　印

和歌山県知事　様

備考 1 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
2 記入する金額の数字はアラビア数字で表示し、数字の先頭には「金」を記入すること。
3 金額を訂正したものは、無効とする。
4 金額以外の訂正又は抹消箇所には、押印すること。

様式２－１　　（単体用）

委　　任　　状

和歌山県知事　様

私は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印＿を代理人と定め、下記事項を処理する一切の権限を委任します。

記

令和2年度及び令和3年度和歌山県工業技術センター電力調達に係る入札について

令和　　年　　月　　日

委任者

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名　　印

様式２－２　　（コンソーシアム用）

委　　任　　状

和歌山県知事　様

私は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印＿を代理人と定め、下記事項を処理する一切の権限を委任します。

記

令和2年度及び令和3年度和歌山県工業技術センター電力調達に係る入札について

令和　　年　　月　　日

コンソーシアムの名称：

委任者

【コンソーシアムの代表者】

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名　　印

契約保証金納付免除申請書

令和　　年　　月　　日

和歌山県知事　　様

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

和歌山県財務規則（昭和６３年和歌山県規則第２８号）第９３条第３号の規定により下記１の契約に係る契約保証金の納付の免除を受けたいので、関係資料を添えて申請します。

なお、下記２に記載の契約については、契約期間内に履行し、所要の完了検査に合格したことに相違ないことを誓約します。

記

１　契約事項

事　業　年　度	令和２年度及び令和３年度
業務の名称	令和２年度及び令和３年度和歌山県工業技術センター電力調達

２　国（公団等を含む。）又は地方公共団体との契約実績

発　注　者	契約の物品名等	契 約 日	納入日	契 約 金 額

※　過去２年間で、１の契約事項と同種・同規模の実績を数件以上記載してください。

※　上記を証明する資料として次の書面を必ず添付してください。

⑴　２に記載した契約に係る契約書の写し（業務の名称、契約期間、契約金額等が分かるもの）

⑵　２に記載した契約に係る仕様書等の資料の写し（履行した業務の内容が分かるもの）

一般競争入札参加資格確認申請書類作成要項（事後審査）

「　令和２年度及び令和３年度和歌山県工業技術センター電力調達　」

令和２年度及び令和３年度和歌山県工業技術センター電力調達の「入札参加資格の事後審査による一般競争入札」に参加した者（落札候補者となった者に限る。）は、入札公告、入札説明書及び仕様書の内容について熟知の上、当該一般競争入札についての入札参加資格要件が満たされているか入札の事後に審査を受け、所要の適格認定を得て落札候補者から落札者とならなければならない。

当該入札に参加した者（落札候補者となった者に限る。）は、下記に掲げる事項に留意の上、所要の一般競争入札参加資格確認申請書及びその添付書類（以下「入札参加資格確認申請書類」という。）を作成(調製)し、所定の期限までに、和歌山県工業技術センター企画総務部総務管理課へ提出しなければならない。

記

１　入札参加資格確認申請書類を提出する場所及び期間

＊ 提出する入札参加資格確認申請書類については、持参し、及びその提出書類について説明することが必要であることに留意すること。

（１）受付場所

和歌山県工業技術センター企画総務部総務管理課
和歌山市小倉６０番地
郵便番号　６４９－６２６１
電話番号０７３－４７７－１２７１
ファクシミリ番号　０７３－４７７－２８８０

（２）受付期間

令和２年１２月３日（木）の入札の日以後、原則として、落札候補者となった日の翌日から起算して２日（県の休日を除く。）以内の午前９時００分から午後５時３０分までに提出すること。

２　入札参加資格確認申請書類の様式、種類、提出部数等

（１）入札参加資格確認申請書類は、次に掲げるものとする。

ア　一般競争入札参加資格確認申請書〈事後審査用〉

単体の場合は様式３－１、コンソーシアムの場合は様式３－２を提出とする。

コンソーシアムにあっては、その代表者が申請し、併せてコンソーシアム構成員表（様式４）を提出すること。

イ　物品調達競争入札参加資格審査結果通知書の写し

コンソーシアムにあっては、各構成員の当該通知書の写し及びコンソーシアムの構成について構成員全員が締結した協定書の写し。

ウ　入札書に記載される入札金額に対応した内訳書（計算書）

エ　小売電気事業者を証する書面の写し

コンソーシアムの構成員の中で、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号。）第 2 条の 2 の規定による登録を行った小売電気事業者（以下「小売電気事業者」という。）の登録をした者は全て書面の写しを提出すること。

オ　（様式 1）和歌山県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書

小売電気事業者は、報告書に算出根拠となる資料、並びに必要に応じて認証書の写し、取組が分かる書類等を添付してください。なお、この書面の様式は自由ですが、規格は A4 判とします。

（２）入札参加資格確認申請書類の提出部数は、正本１部とする。

3　入札参加資格確認申請書類の作成（調製）における留意事項

（1）全般事項

ア　申請書類に虚偽の記載等をした場合は、当該申請を無効とし、資格確認を取り消すことがある。

イ　申請書の記入等に当たっては、次のことに注意するものとする。

(ｱ) 申請者の氏名は、個人事業者にあってはその代表者の氏名及び商号(屋号)とし、法人事業者にあってはその名称及び代表者の職氏名とすること。

(ｲ) 申請者の住所は、その主たる事務所の所在地とすること。

(ｳ) 申請書の記入等に使用する印は、和歌山県物品購入等の競争入札参加資格審査申請で届け出た使用印鑑のうち契約又は入札等のものを使用すること。

(ｴ) 申請書の記入等に当たり使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とし、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によること。

(ｵ) 数字は、すべて算用数字とすること。

(ｶ) 申請書の記入等には、黒（青）の万年筆又はボールペンを使用し、楷書で鮮明に記入すること。また、ゴム印、ワープロ等を使用した作成も可とすること。

(ｷ) 字句等を訂正する場合は、二本線で抹消し訂正印を押印の上、その上段に訂正後の字句等を記入すること。

ウ　提出に際して、必要となる添付書類等のうち一つでも不足があれば受付できないので、十分確認の上、提出するものとする。

再提出は、受付期間内に、迅速に行うものとする。

エ　受付期間後の申請書類の差し替え及び再提出は認めない。

オ　申請書類の作成及び申請（提出を含む。）に関する費用は、申請者（落札候補者）の負担とする。

カ　申請書類は、返却しない。

4　審査結果の通知

申請者（落札候補者）には、「一般競争入札参加資格要件適格認定通知書」又は「一般競争入札参加資格要件不適格認定通知書」により通知するものとする。

なお、「一般競争入札参加資格要件適格認定通知書」は、その後の契約において必要となるので、申請者(落札候補者から落札者となった者)において大切に保管するものとする。

5　不適格認定の理由の説明

（1）「一般競争入札参加資格要件不適格認定通知書」により必要な入札参加資格の要件が欠けていると認められた者は、その通知を受けた日の翌日から起算して10日(県の休日を除く。)以内に、書面（ファクシミリを除く。）により、その不適格認定の理由について説明を求めることができる。

ア　書面の提出場所

1の（1）に同じ

イ　書面の提出方法

持参又は書留郵便により提出すること。

（2）(1) に対する回答は、説明を求めた者に対し、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日(県の休日を除く。)以内に書面で行うものとする。

6　申請書類等についての質問の受付

この要項、一般入札参加資格確認申請書類等についての質問は、仕様書及び入札説明書についての質問として、入札公告本文の4（3）により行うものとする。

様式３－１　　（単体用）

一般競争入札参加資格確認申請書〈事後審査用〉

令和　　年　　月　　日

和歌山県知事　　様

住所
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名
（商号(屋号)を含む。法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）　　印

（担当者職氏名
電話番号
ＦＡＸ番号）

令和２年１１月１８日付けで入札公告のあった下記の一般競争入札に参加し、落札候補者となったので、関係書類を添えて、必要な入札参加資格の要件についての審査を申請します。

また、その他の入札公告された当該一般競争入札に参加する者に必要なすべての要件については満たしていること及び当該申請書及び添付書類のすべての記載事項について事実と相違ないことを誓約します。

記

１　一般競争入札に付された事項

（1）事業年度

令和２年度及び令和３年度

（2）調達業務の名称

和歌山県工業技術センター電力調達

予定契約電力　３９６ kW　予定調達電力量　１，４９５，６４６ kWh（1 年間）

２　入札の場所及び日時

（1）場所

那賀振興局３階入札室

（2）日時

令和２年１２月３日（木）　午後２時３０分から

３　添付書類

（1）一般競争入札参加資格確認申請書類は、次に掲げるものとする。

ア 物品調達競争入札参加資格審査結果通知書の写し

イ 入札書に記載される入札金額に対応した内訳書（計算書）

ウ 小売電気事業者を証する書面の写し

エ（様式 1）和歌山県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書

報告書には、算出根拠となる資料、並びに必要に応じて認証書の写し、取組が分かる書類等を添付してください。なお、この書面の様式は自由ですが、規格は A4 判とします。

（2）一般入札参加資格確認申請書類の提出部数は、正本 1 部とする。

様式３－２　　（コンソーシアム用）

一般競争入札参加資格確認申請書〈事後審査用〉

令和　　年　　月　　日

和歌山県知事　　様

（コンソーシアム代表者）

住所
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名
（商号(屋号)を含む。法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）　　印

（担当者職氏名
電話番号
ＦＡＸ番号）

令和２年１１月１８日付けで入札公告のあった下記の一般競争入札に参加し、落札候補者となったので、関係書類を添えて、必要な入札参加資格の要件についての審査を申請します。

また、その他の入札公告された当該一般競争入札に参加する者に必要なすべての要件については満たしていること及び当該申請書及び添付書類のすべての記載事項について事実と相違ないことを誓約します。

記

１　一般競争入札に付された事項

(1) 事業年度

令和２年度及び令和３年度

(2) 調達業務の名称

和歌山県工業技術センター電力調達

予定契約電力　３９６ kW　予定調達電力量　１，４９５，６４６ kWh（1 年間）

２　入札の場所及び日時

(1) 場所

那賀振興局３階入札室

(2) 日時

令和２年１２月３日（木）　午後２時３０分から

３　添付書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書類は、次に掲げるものとする。

ア 物品調達競争入札参加資格審査結果通知書の写し

コンソーシアムにあっては、構成員全員についての当該通知書の写し、コンソーシアムの構成について構成員全員が締結した協定書の写し、コンソーシアム構成員表（様式４）を提出すること。

イ 入札書に記載される入札金額に対応した内訳書（計算書）

ウ 小売電気事業者を証する書面の写し

エ（様式 1）和歌山県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書

報告書には、算出根拠となる資料、並びに必要に応じて認証書の写し、取組が分かる書類等を添付してください。なお、この書面の様式は自由ですが、規格は A4 判とします。

(2) 一般入札参加資格確認申請書類の提出部数は、正本 1 部とする。

様式４

コンソーシアム構成員表

コンソーシアムの名称：

（コンソーシアムの代表者）

住所
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名
（商号（屋号）を含む。法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）　印

（構成員）

住所
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名
（商号（屋号）を含む。法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）　印

（構成員）

住所
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名
（商号（屋号）を含む。法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）　印

※コンソーシアムによる申請を行う場合のみ提出してください。

※構成員間で締結した協定書の写しを添付してください。

内 訳 書 （ 計 算 書 ）

業務の名称 ： 令和2年度及び令和3年度和歌山県工業技術センター電力調達

1 基本料金　（税込み金額で記入）

基本料金単価 [円/kW･月]		予備線基本料金単価 [円/kW･月]	

年　月	契約電力		基本料金単価		予備線基本料金単価		① 年間の基本料金	
令和3年3月 ～令和4年2月	396	[kW]×@(		＋		)[円/kW･月]×12箇月＝		[円]

2 電力量料金　（税込み金額で記入）　※消費税等の税率10%

電力量料金単価 [円/kWh]	夏季月(7～9月)	その他季月

蓄熱単価[円/kWh]

蓄熱割引単価 [円/kWh]	夏季月(7～9月)	その他季月

年　月	予定使用電力量 [kWh]	電力量料金単価 [円/kWh]	A 電力量料金 [円]	蓄熱(再掲) [kWh]	蓄熱割引単価 [円/kWh]	B 蓄熱割引額 [円]	A－B [円]
令和 3 年 3 月	113,084	× ＝			× ＝		
令和 3 年 4 月	111,567	× ＝			× ＝		
令和 3 年 5 月	110,427	× ＝			× ＝		
令和 3 年 6 月	134,136	× ＝			× ＝		
令和 3 年 7 月	151,455	× ＝			× ＝		
令和 3 年 8 月	161,043	× ＝			× ＝		
令和 3 年 9 月	151,214	× ＝			× ＝		
令和 3 年 10 月	111,052	× ＝			× ＝		
令和 3 年 11 月	104,765	× ＝			× ＝		
令和 3 年 12 月	128,152	× ＝			× ＝		
令和 4 年 1 月	112,509	× ＝			× ＝		
令和 4 年 2 月	106,242	× ＝			× ＝		
② 年間の電力量料金 [円]							

年間総価 ①＋② ＝ [円] （税込み）

消費税等相当額(再掲) [円]

入札金額 [円] （税抜き金額）

（注）入札金額と同金額としてください。

和歌山県電力の調達に係る環境配慮方針

1　目的

本方針は、本県が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定めることにより、環境への負荷の低減を図るとともに、環境と経済とが両立する社会づくりに寄与することを目的とする。

2　定義

本方針において「環境に配慮した電力調達契約」とは、本県が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）の判定に際し、小売電気事業者（以下「電気事業者」という。）の電力供給事業における環境配慮の状況について、環境評価項目を基準として評価した上で実施する電力の調達をいう。

3　対象組織等

本方針は、本県の全ての機関が競争入札により電力を調達する際に適用する。

4　環境評価項目

本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

（1）基本項目

①二酸化炭素排出係数

②未利用エネルギーの活用状況

③再生可能エネルギーの導入状況

（2）加点項目

①環境マネジメントシステムの導入状況

②需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組

5　入札参加資格の要件

（1）電源構成及び二酸化炭素排出係数を開示していること。

（2）上記４に定める環境評価項目について、別表「和歌山県環境に配慮した電力調達契約評価基準（以下「評価基準」という。）」の基本項目により算定した評価点の合計が70点以上であること。ただし、基本項目による評価点の合計が70点に満たない場合は、当該評価点に加点項目による評価点を加えた合計が70点以上であること。

6　評価

（1）本県が行う電力調達契約の競争入札に参加を希望する電気事業者は、上記４に定める環境評価項目を、別表「評価基準」により算定し、その評価点等を別記様式「和歌山県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」に記載の上、申請期限までに入札参加資格審査申請書類とともに、入札参加資格審査申請書類提出先に提出するものとする。

（2）電力調達を発注する所属（以下「発注所属」という。）の長は、電気事業者から提出された別記様式の内容を確認し、その評価点を判定する。

7　事務処理

本方針に係る事務処理等は、発注所属において行うものとする。

附　則

この方針は、令和２年２月１０日から施行する。

別表

和歌山県環境に配慮した電力調達契約評価基準

	項目	区分		配点
基本項目	① 平成30年度の１kWh当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO_2/kWh）（注１）	0.000 以上	0.400 未満	70
		0.400 以上	0.425 未満	65
		0.425 以上	0.450 未満	60
		0.450 以上	0.475 未満	55
		0.475 以上	0.500 未満	50
		0.500 以上	0.525 未満	45
		0.525 以上	0.550 未満	40
		0.550 以上	0.575 未満	35
		0.575 以上	0.600 未満	30
		0.600 以上	0.625 未満	25
		0.625 以上	0.810 未満	20
		0.810 以上		0
	② 平成30年度の未利用エネルギーの活用状況（注２）	0.675 %以上		10
		0 %超	0.675 %未満	5
		活用していない		0
	③ 平成30年度の再生可能エネルギーの導入状況（注３）	7.50 %以上		20
		5.00 %以上	7.50 %未満	15
		2.50 %以上	5.00 %未満	10
		0 %超	2.50 %未満	5
		活用していない		0
	④ 環境マネジメントシステムの導入状況（注４）	導入している		10
		導入していない		0
	⑤ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組（注５）	取り組んでいる		5
		取り組んでいない		0

注１　１kWh当たりの二酸化炭素排出係数は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき環境大臣及び経済産業大臣により公表されている調整後排出係数を用いることとする。

注２

（１）未利用エネルギーの活用状況とは、①平成30年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を②平成30年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値をいう。

（算定式）未利用エネルギーの活用状況（%）＝①÷②×100

（２）未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分を除く。）をいう。

①工場等の廃熱又は排圧

②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「FIT法」という。）第2条第4項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除

く。)

③高炉ガス又は副生ガス

(3) 未利用エネルギーによる発電を行う場合において、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃するときは、次の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

注3

(1) 再生可能エネルギーの導入状況とは、次に掲げる再生可能エネルギー電気の利用量 (kWh) を⑥平成30年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値をいう。

①平成30年度に自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端) (kWh)

②平成30年度に他者から購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端) (kWh) (再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量を除く。)

③グリーンエネルギーCO_2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO_2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量 (kWh) (平成30年度に電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)

④J—クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh) (平成30年度に電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)

⑤非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh) (平成30年度に電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)

(算定式) 再生エネルギーの導入状況 (%) = (①+②+③+④+⑤) ÷⑥×100

(2) 再生可能エネルギー電気とは、FIT法において定義される再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000kW未満に限る。ただし、揚水発電を除く。)、地熱及びバイオマスを用いて発電された電気とする。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気を除く。

注4　環境マネジメントシステムは、「ISO14001」、「エコアクション21」、「エコステージ」及び「KES」に限る。

注5　需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組とは、「電力デマンド監視による使用電力量の表示 (見える化)」、「ホームページにおける使用電力量の推移等の照会サービス」、「設定した使用電力量を超過した場合の通知サービス」等をいう。

なお、本項目は、個別の需要家に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働き掛けを評価するものであるため、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象としない。

別記様式　　（単体用）

和歌山県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書

和歌山県知事　様

商号又は名称	
代表者職氏名	
所　在　地	
担 当 部 署 （報告書に関する問合せ先）	
担 当 者 名	
電 話 番 号	

環境評価項目（基本項目）	数値等	点数	確認資料
平成30年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）	kg-CO_2/kWh		
平成30年度の未利用エネルギーの活用状況	%		算出根拠となる書類
平成30年度の再生可能エネルギーの導入状況	%		算出根拠となる書類
環境評価項目（加点項目） ※基本項目合計点が70点に満たない場合のみ	数値等	点数	確認資料
環境マネジメントシステムの導入状況	有　・　無		
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	有　・　無		取組が分かる書類
合　　計			

上記の報告内容に相違ないことを誓約します。

令和　　年　　月　　日

代表者職氏名　　㊞

別記様式　　（コンソーシアム用）

和歌山県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書

和歌山県知事　様

商号又は名称	
代表者職氏名	
所　在　地	
担 当 部 署 （報告書に関する問合せ先）	
担 当 者 名	
電 話 番 号	

環境評価項目（基本項目）	数値等	点数	確認資料
平成30年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）	kg-CO_2/kWh		
平成30年度の未利用エネルギーの活用状況	%		算出根拠となる書類
平成30年度の再生可能エネルギーの導入状況	%		算出根拠となる書類
環境評価項目（加点項目） ※基本項目合計点が70点に満たない場合のみ	数値等	点数	確認資料
環境マネジメントシステムの導入状況	有　・　無		
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	有　・　無		取組が分かる書類
合　計			

上記の報告内容に相違ないことを誓約します。

令和　　年　　月　　日

コンソーシアムの名称：

代表者職氏名　　㊞